

令和5年度大磯町一般会計補正予算（第7号）

令和5年度大磯町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ414,522千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,337,314千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年2月13日提出

大磯町長 池田 東一郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項
11 地方交付税	
	1 地方交付税
15 国庫支出金	
	1 国庫負担金
	2 国庫補助金
16 県支出金	
	1 県負担金
	2 県補助金
17 財産収入	
	1 財産運用収入
18 寄附金	
	1 寄附金
21 諸収入	
	4 受託事業収入
	5 雑収入
22 町債	
	1 町債
歳入	合計

補正前の額	補正額	計
1,330,000	381,648	1,711,648
1,330,000	381,648	1,711,648
1,724,219	71,156	1,795,375
985,261	8,459	976,802
733,872	79,615	813,487
801,367	5,806	795,561
507,077	583	507,660
223,988	6,389	217,599
31,757	290	32,047
20,150	290	20,440
20,175	23,500	43,675
20,175	23,500	43,675
302,602	3,266	299,336
116,180	4,866	111,314
153,510	1,600	155,110
269,900	53,000	216,900
269,900	53,000	216,900
11,922,792	414,522	12,337,314

歳出

(単位：千円)

款	項
2 総務費	1 総務管理費
	3 戸籍住民基本台帳費
	4 選挙費
	7 地域協働費
3 民生費	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
4 衛生費	1 保健衛生費
	2 清掃費
8 土木費	4 都市計画費
	6 港湾費
9 消防費	1 消防費
10 教育費	1 教育総務費
	2 小学校費
	3 中学校費
	4 幼稚園費
	5 社会教育費
歳出合計	

補正前の額	補正額	計
2,019,136	395,462	2,414,598
1,511,943	407,884	1,919,827
112,973	3,278	116,251
49,767	5,700	44,067
148,977	10,000	138,977
4,005,080	131,698	4,136,778
2,554,524	122,433	2,676,957
1,450,456	9,265	1,459,721
1,328,173	71,454	1,256,719
457,766	29,681	428,085
870,407	41,773	828,634
1,682,488	3,739	1,686,227
992,481	5,000	997,481
118,551	1,261	117,290
503,680	3,174	500,506
503,680	3,174	500,506
1,191,699	41,749	1,149,950
354,991	22,423	332,568
308,198	4,754	303,444
175,130	9,262	165,868
150,749	1,070	149,679
191,589	4,240	187,349
11,922,792	414,522	12,337,314

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳運営事務事業	6,897
3 民生費	1 社会福祉費	第2次低所得世帯支援給付金給付事業	60,785
3 民生費	1 社会福祉費	低所得者支援及び定額減税補足給付金給付事業	97,995
3 民生費	2 児童福祉費	待機児童対策事業	6,975
3 民生費	2 児童福祉費	大磯町立幼稚園認定こども園移行事業	1,960
4 衛生費	2 予防費	新型コロナウイルスワクチン接種事業(その3)	1,386
8 土木費	2 道路橋りょう費	幹線21号線整備事業	61,484
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう長寿命化修繕事業	70,675

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事項	期間	限度額
令和6年4月1日から契約の履行を必要とする業務〔※契約の履行期間が1年(12か月)以内の契約業務〕	令和5年度から令和6年度まで	令和6年4月1日から契約の履行を必要とする業務〔※契約の履行期間が1年(12か月)以内の契約業務〕にかかる金額

第4表 地方債補正
(変更)

起債の目的	区分	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策	補正後	97,000	普通貸借 又は 証券発行	年3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
	補正前	150,000	同上	同上	同上
計	補正後	97,000			
	補正前	150,000			